

# 第5回PFI検討委員会を踏まえた対応について

令和2年3月5日

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（1/11）

委員会におけるご意見		対応方針
<b>1.利害関係</b>		
1	<p>■利害関係の判断基準「①委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。」の参考例について、株式の過半数だとかなり多いため、数値は再検討の必要がある。</p>	<p>判断基準の①の参考例については、会社に重要な影響を与えることができるという観点から、会社経営の根本に関わる議案についての特別決議の阻止が可能な「議決権の3分の1超を所有」に修正する。</p>
2	<p>■株式の保有割合については、関連会社基準を参考にしてはいかがか。</p>	
3	<p>■文部科学省の利害関係者の範囲例（株式又は新株予約権を保有している場合）との考え方の違いを整理する必要がある。</p>	<p>・新株予約権の保有は、判断基準の①の支配力を有する地位には該当しない。</p> <p>・また、委員は応募者情報が非開示の状況で審査に当たることから、株式等を所有している企業を意図的に優先交渉権者として選定することはできないため、判断基準の②経済的な関係にも該当しないものと思われる。</p>

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（2/11）

コメント		回答案	
<b>資料3-1 募集要項（案）について</b>			
書面による意見	4	<p>■ 上限額の設定における基礎を「聞き取り結果」（p.2、p.3）によるものとしているが、この聞き取り調査結果をもって合理的かつ妥当な根拠として扱ってよいのか？</p> <p>県事務局やアドバイザーが独自に行った調査や試算（根拠の妥当性の確認資料）による根拠はないのか？</p>	聞き取り結果を参考に県の判断により、期待値として上限額を設定しています。
	5	<p>■ 外為法への対応として、p.7の図の「事前審査の完了」から「事前審査が完了していない」の5ケース以外に想定される事象はないのか？</p>	想定される事象はありません。
	6	<p>■ 参加資格要件（p.9）において、既存オペレーターによる誓約事項が示されている。競争の阻害要因はできる限り排除すべきと考えるが、そもそも企業行動の前提として情報の非対称性があることが現実社会の実態であることをもって考えれば、ここで求める誓約書の実質的な意義と効果についてどのように考えているのか？</p>	既存オペレーターは、競争的対話等において応募者から寄せられた質問に対して回答を作成することが求められるなど、誓約書について意義及び効果があるものと考えます。

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（3/11）

コメント		回答案	
資料3-2 募集要項（案）			
書面による意見	7	<p>■「⑬ [追記予定]」（p.37）として、利害関係の届出の提出となるような対象や範囲を出来る限り明確にする必要があると考えるが、いかがか？また、委員やアドバイザーとの接触禁止の開始および終了時期をどのように想定しているのか？</p>	<p>第5回委員会資料1に記載のとおり、第6回でもさらに提案をしています。 期間については、第5回委員会資料1に記載のとおり、「第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間」としています。</p>
	8	<p>■「応募の無効」（p.41、p.42）に関して、「県の許可なく、本業務等の選定に関し」と記す以上、基準なしの許可は考えにくいことから、その前提として「許可基準」が必要となるものと推察されるが、許可基準の内容については、現時点でどのように整理されているのか。また、本業務等の「等」の範囲についてはどうか（規定の厳格運用の観点から）</p>	<p>「県の許可」については、状況によって個別に判断致します。 本事業及び本事業等の定義は、募集要項「はじめに」において行っており、本事業等の「等」は、本事業に関連する実施契約及び要求水準書に定める事業（市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築等）が該当します。</p>

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（4/11）

委員会におけるご意見		対応方針
<b>資料4 - 1.優先交渉権者選定基準（案）について</b>		
1. 全体事業方針		
9	■全体事業方針に「3事業連携の方針」等加えてはどうか。	1.全体事業方針において、3事業一体運営のビジョンや経営戦略の記載を求めている。 さらに、1.全体事業方針において、イノベーションに関する方針及び環境負荷低減に関する方針の記載を求めるとともに、配点も見直した（資料4 - 1, 4 - 2 参照）。
10	■ESGの要素もあっていい。	
11	■3つの事業のシナジー、イノベーションの評価項目を設けるべきではないか。	
12	■ビジョン、イノベティブな発想をどこでとらえるかを考えると、1.全体事業方針であるが、配点が低い。	
13	■全体事業方針が6点になっている。ビジョン・理念が重要である。	

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（5/11）

委員会におけるご意見		対応方針																																
<b>資料4 - 1. 優先交渉権者選定基準（案）について</b>																																		
6. 改築・修繕等																																		
14	<p>■ 申請する業者の立場で考えるならば、費用対効果（点数）の高い項目に注力する。工水は総事業費が小さいが、6点配点されている。上水は費用対効果が小さいように見える。この場合、工水への投資を大きくし、上水への投資を小さくするのはではないか。</p>	<p>県として特定の事業の改築を重視しているわけではないことから、改築を中心に事業費の割合で按分するなど3事業間の配点を見直した。</p> <p>さらに、全体事業方針の配点を高めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体事業方針 前回6点 → 10点</li> <li>改築・修繕等</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>前回配点</th> <th colspan="2">→ 今回配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"><b>6. 改築・修繕等</b></td> </tr> <tr> <td>6-1 改築・修繕方針</td> <td>4</td> <td rowspan="6">46</td> <td rowspan="6">46</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6-2 上水の改築・修繕</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>6-3 工水の改築・修繕</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>6-4 下水の改築・修繕</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>6-5 下水道事業に係る改築費用</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6-6 健全度評価</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>			前回配点	→ 今回配点		<b>6. 改築・修繕等</b>					6-1 改築・修繕方針	4	46	46	6	6-2 上水の改築・修繕	14	14	6-3 工水の改築・修繕	6	2	42	6-4 下水の改築・修繕	10	10	6-5 下水道事業に係る改築費用	7	5	6-6 健全度評価	5	5
		前回配点	→ 今回配点																															
<b>6. 改築・修繕等</b>																																		
6-1 改築・修繕方針	4	46	46	6																														
6-2 上水の改築・修繕	14			14																														
6-3 工水の改築・修繕	6			2	42																													
6-4 下水の改築・修繕	10			10																														
6-5 下水道事業に係る改築費用	7			5																														
6-6 健全度評価	5			5																														
15	<p>■ あえて上工下水の評点を一括にしてしまってもいいのではないかと。そうしないと、先述の通り費用対効果で提案してくる事業者が出てくる。</p> <p>■ イノベーションを起こせる事業があれば、上工下水どこでも、提案させる項目があってもよいのではないかと。県として重点項目があるなら、別出しし、民間事業者にコストをかけさせてでも取り組ませるべき。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>改築費用の推計額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用水供事業</td> <td>442億円</td> <td>56%</td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業</td> <td>51億円</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>流域下水道事業</td> <td>292億円</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>785億円</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	事業	改築費用の推計額	割合	水道用水供事業	442億円	56%	工業用水道事業	51億円	7%	流域下水道事業	292億円	37%	合計	785億円	100%																
事業	改築費用の推計額	割合																																
水道用水供事業	442億円	56%																																
工業用水道事業	51億円	7%																																
流域下水道事業	292億円	37%																																
合計	785億円	100%																																

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（6/11）

委員会におけるご意見	対応方針
<b>資料4 - 1.優先交渉権者選定基準（案）について</b>	
16 ■任意事業：民間事業者からの創意工夫を取り込むのであれば、評価対象とすべき。配点から除くことで、創意工夫が阻害されるのではないか。	資料4 - 1 参照。
17 ■任意事業については「評価は行わない」（p.3）とあるが、任意事業による提案を求めるからこそ「民間的経営手法」（創意・工夫、柔軟性の発揮）の導入の対象や範囲の拡大につながるものとする見方もあると思います。評価対象として含めるとともに、審査配点上の全体バランスが取れるならば、任意事業を配点対象とした方が効果的ではないかとも考えられるがいかがでしょうか？	
18 ■任意事業の評価項目を設けるべきではないか。	
19 ■任意事業を評価すべき。加点事由にする等の方策もある。	

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（7/11）

委員会におけるご意見	対応方針
<b>資料4 - 1.優先交渉権者選定基準（案）について</b>	
その他	
20 ■説明資料P.2 「これらの実現が期待できる提案を高く評価するものとする」について、「高く」を削除すべき。	優先交渉権者選定基準において、「高く」を削除した。
21 ■委員加点はないのか。	委員が恣意的に判断したとの誤解を受ける可能性があるため、加点方式は導入しないこととしたい。委員が「良」「優」の評価を付けることが委員が加点をしていることになると考えられる。
22 ■地域貢献・環境の提案（p.4、p.6）について配点対象とされているが、前記①の任意事業と何が異なるのか？地域貢献・環境の提案は、「義務事業」、「附帯事業」でない以上、業務内容の区分上は「任意事業」に位置づけされるのではないかと思われるがいかがでしょうか？あるいは、ここでいう地域貢献とは個別具体的な提案ではなく、義務事業や附帯事業の提案の中に織り込まれた地域貢献や環境に対する基本的考え方・概念を評価するということなのでしょうか？	地域貢献は、要求水準書2.9において、地域経済に関する事項（2.9.1）、県民等とのコミュニケーションに関する事項（2.9.2）に区分し、具体的に位置付けております。

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（8/11）

委員会におけるご意見	対応方針
<b>資料5-1 基本協定書（案）・実施契約書（案）について</b>	
23 ■ 基本協定書第4条：一時的にでも債務超過になることを許容することの合意を取る必要がある。	本事業等は、広く民間事業者を募っているが、資金調達方法は各民間事業者によって異なる。そのため、資金調達方法次第では、利用料金収入を得るまでの期間は一時的に債務超過になることもありうる。しかし、そのような場合であっても、事業開始に伴い利用料金収入を得た段階で債務超過は解消されると想定される。
24 ■ 実施契約27条：保険について、義務付けないが中身を確認するというのがわかりづらい。	県による承認事項でないことから確認という用語を用いていたが、明確化のため「県に通知」に変更した。
25 ■ 実施契約書第104条：仮に、20年の後半で新しい技術が出てきた場合、事業期間終了後も無償かつ無期限に導入技術の利用を許諾したものとみなしてしまうと、短期間で費用を回収する必要があるが、それは難しい。無償かつ無期限とするのは問題ではないか。	みやぎ型事業終了後、知的財産権を理由として、県が使用できなくなることは避けたいと考えているため、実施契約の修正は行わないものとする。

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（9/11）

委員会におけるご意見		対応方針
<b>資料6-1 要求水準書（案）について、資料6-2 要求水準書（案）</b>		
26	<p>■2.3財務管理：キャッシュ・フロー計算書は四半期ごとに要求するのか。仙台空港では半期ごとに要求していた。</p>	<p>仙台空港の事例と異なり、本事業等は9個別事業あることから、運営権者の過度な負担を避けるため、キャッシュ・フロー計算書等の財務諸表は年次の作成としている。</p> <p>運営権者から県に対しては、半期業務報告書を提出させ、年間事業計画と実績の差異分析を行う。また、四半期においては、財務数値及び財務指標の実績値の報告を求めていることから、モニタリングすることは可能である。</p>
27	<p>■危機管理において、「災害復旧制度」の対象か対象外かによって維持管理、復旧等の対応が分かれることになるが（資料6-1 p.11）、災害復旧制度の対象か否かの確定までの期間における責任の所在は運営権者という理解（運営権者が負担すべきリスク）でよろしいでしょうか？</p>	<p>災害発生時、運営権者は応急処置を講じるとともに、直ちに県及び関係機関へ通知する。</p> <p>その後、費用の負担関係について県と運営権者で協議をする。</p>
28	<p>■別紙2 情報公開：要求水準書別紙2について、情報公開の対象に×がついているものは、情報公開請求があっても非開示とするのか。</p>	<p>要求水準書別紙2において「情報公開の対象」→「運営権者に自らによる情報公開を求める書類」に修正した。</p> <p>なお、県は運営権者から当該書類を受領していることから、情報公開請求があった場合、県は情報公開条例に基づいた対応を取る事となる。</p>

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（10/11）

委員会におけるご意見		対応方針
<b>資料6-1 要求水準書（案）について、資料6-2 要求水準書（案）</b>		
29	<p>■委託等に関する事項 （再）委託について、任意事業に係わるのかもしれないが、土地等の貸付などに関して、検討中の項目は、どうなるのか。</p>	<p>任意事業に関しては、再委託可能です。 なお、土地の貸付については、国補助金の関係から、許可や国庫納付等が必要な場合があります、個別判断となります。</p>
30	<p>■県民等とのコミュニケーションに関する事項 広報・見学・苦情対応以外の内容は、考えられないのか？ →学校・社会教育？ →人材育成・技術継承？ 地域に上下水道運営の技術・ノウハウを残す</p>	<p>広報、見学及び苦情対応については、現状行っているため、要求水準において現行以上のものを求めることにしています。 それ以外のものについては、提案があれば評価し実施していただくこととなります。</p>
31	<p>■水質検査及び水質試験 流入水管理など、県と運営権者の関係はこれで十分か？ →現場状況の確認→県へのフィードバック・判断支援？</p>	<p>現行体制を基にした規定であり、十分な内容と考えております。それ以上の提案があれば評価していただくこととなります。運営権者自ら公表することを妨げるものではありません。</p>
32	<p>■業務継続計画書の作成 想定すべき事象の範囲は十分か？（想定外はないのか）</p>	<p>過去実績や先行事例を踏まえ検討し、網羅できていると考えておりますが、想定外も含め「等」としております。</p>

# 令和元年度第5回PFI検討委員会を踏まえた対応（11/11）

委員会におけるご意見		対応方針
資料7-1 モニタリング基本計画書（案）について、資料7-2 モニタリング基本計画書（案）		
33	■（仮称）経営審査委員会によるモニタリング（仮称）経営審査委員会の機能・組織・権限等の規定は、これで十分か？	該当箇所では、基本的な役割について規定していますが、令和3年度の運営権設定を提案する議会までに詳細な検討を行い、県の附属機関についての条例案を提案する予定です。

## その他の対応事項（1/2）

コンセッション方式は性能発注を前提にしていることに鑑み、要求水準書の記載を下記のとおり修正した。

項目	修正後	修正前
P.24表	<p>水質管理（基本方針、水質状況、管理目標値及び管理体制等）及び水質試験（地点、項目、頻度、方法、精度と信頼性の保証、結果の取扱い及び人員体制等）に関する事項等を示したもの。</p> <p>当該計画書は、県が公表している水質検査計画を参考に作成し、これと同等以上の計画とすること。</p> <p>なお、年間水質管理計画書は、現行と同等の水質を確保することを目的としたものである。</p>	<p>水質検査計画(案)であり、以下を踏まえて、水質の監視及び制御と、水質試験及び水質管理に関する事項を示したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する水質検査と、運営権者が実施する水質試験が判別できること</li> <li>・運営権者が実施する水質試験は、県が公表している水質検査計画の項目、頻度、分析方法及び精度管理と同等以上とすること</li> <li>・水道水質基準項目が改正された場合は、本計画を見直すこと</li> </ul>
P.49表	<p>水質管理（水質状況、管理目標値及び管理体制等）及び水質試験（地点、項目、頻度、方法、結果の取扱い及び人員体制等）に関する事項等を示したもの。</p>	<p>水質の監視及び制御並びに水質試験及び水質管理に関する事項を示したもの。</p>
P.74表	<p>水質管理（基本方針、水質状況、管理目標値及び管理体制等）及び水質試験（地点、項目、頻度、方法、精度と信頼性の保証、結果の取扱い及び人員体制等）に関する事項等を示したもの。</p> <p>当該計画書は、別紙3-6を参考に作成し、これと同等以上の計画とすること。なお、年間水質管理計画書は、現行と同等の水質を確保することを目的としたものである。</p>	<p>水質管理計画は、水質検査及び水質試験の採取箇所、試験項目、頻度を示したもの</p>

## その他の対応事項 (2/2)

コンセッション方式は性能発注を前提にしていることに鑑み、要求水準書の記載を下記のとおり修正した。

項目	修正後	修正前
P.74 水質検査及び水質試験	<p>a) 水質検査及び水質管理 以下のア)からウ)までに掲げる水質検査及び水質試験について、「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」を参考にし、運営権設定対象施設の状況を考慮し適正に定めること。 (中略)</p> <p>c) 放流先公共用水域調査 放流水が公共用水域に与える水質影響等を把握するため、「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」と同等の放流先公共用水域水質調査を行うこと。</p>	<p>a) 水質検査及び水質管理 以下のア)からウ)までに掲げる水質検査及び水質試験について、採取箇所、試験項目及び頻度は、「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」と同等以上とし、運営権設定対象施設の状況を考慮し適正に定めること。 (中略)</p> <p>c) 放流先公共用水域調査 放流水が公共用水域に与える水質影響等を把握するため、「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」と同等以上の放流先公共用水域水質調査を行うこと。</p>
P.77 汚泥処理に関する事項	<p>汚泥試験について「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」を参考にし、運営権設定対象施設の状況を考慮し適正に定めること。</p> <p>関連する法令に基づき、焼却炉の運転、点検等の作業に係る環境測定を実施すること。環境測定について「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」を参考にし、運営権設定対象施設の状況を考慮し適正に定めること。</p>	<p>汚泥試験の採取箇所、試験項目及び頻度は「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」と同等以上とし、運営権設定対象施設の状況を考慮し適正に定めること。</p> <p>関連する法令に基づき、焼却炉の運転、点検等の作業に係る環境測定を実施すること。環境測定の採取箇所、試験項目及び頻度は、「別紙3-6 水質検査、水質試験及び環境測定基準」と同等以上とし、運営権設定対象施設の状況を考慮し適正に定めること。</p>
P.78 仙塩浄化センターの消化ガス発電事業に関する事項	(削除)	<p>ア) 消化工程管理手順 運営権者は、安定した消化ガスの供給を行うために、県の定める消化工程管理手順書に基づき管理を行うこと。</p>